

岐阜県社会福祉法人経営者協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この協議会は、岐阜県社会福祉法人経営者協議会(以下「本会」という。)と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は事務所を、岐阜県社会福祉協議会内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、社会福祉施設を経営する社会福祉法人等にかかわる基本的課題を調査・検討・実施し、その成果を広く関係者に供し、社会福祉の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 社会福祉法人の基盤確立のための調査・研究
- (2) 社会福祉法人事業の育成強化に関する活動
- (3) 会員相互の情報交換、研鑽、交流
- (4) 会員に対する経営、財務、労務等諸問題に関する相談事業
- (5) その他目的達成に必要な事業

第2章 組 織

(会 員)

第5条 本会の会員は、社会福祉施設を経営する社会福祉法人の代表者である理事長もしくはこれを代行しうる者とする。

2 会員は、本会の趣旨に賛同し入会申込をした者で、理事会で承認された者とする。

(会 費)

第6条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員が、退会し、または除名された場合には、すでに納入された会費は返還しない。

(退 会)

第7条 会員が本会を退会しようとするときは、その理由を明らかにして、会長に文書をもってその旨を届け出なければならない。

(除 名)

第8条 会員が会員たる義務に反し、本会の名誉を毀損したときは、総会の議決を経て除名することができる。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 8名
- (2) 監事 2名

- 2 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 3 役員は任期満了後でも、後任者が就任するまでその職務を行う。
- 4 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選任)

第10条 役員選任は、次の各号によるものとする。

- (1) 理事は、総会において会員の中から選任する。
- (2) 監事は、総会において選任する。
- (3) 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。
- (4) 会長および副会長は、理事会において互選する。

(役員職務)

第11条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は本会を代表し、本会の会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を組織し、総会で議決した業務を執行する。
- (4) 監事は、本会の事業並びに会計を監査し、総会に報告する。

(顧問)

第11条の2 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は総会の承認を得て会長が委嘱する。

第3章 会 議

(総会)

第12条 総会は、会員をもって構成し、毎年1回以上会長がこれを招集する。

2 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および予算に関する事項
- (2) 事業報告および決算に関する事項
- (3) 規程の制定および改廃に関する事項
- (4) その他、会長が付議した事項

3 会長は、会員の3分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して、総会の招集を求め

- られた場合には、その請求があった日から21日以内にこれを召集しなければならない。
- 4 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければこれを開くことができない。
 - 5 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 6 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、代理者にその権限を委任し、議決に加わることができる。
 - 7 総会の議長は、その都度出席者の互選とする。

(理事会)

第13条 理事会は、理事をもって構成し、必要に応じて会長がこれを招集する。

2 理事会は、次の業務を執行する。

- (1) 事業計画の立案および予算の執行に関する事項
- (2) 総会に付議する事項または総会により付託された事項
- (3) 会員の資格審査に関する事項
- (4) その他会長が必要と認めた事項

3 特別の事情があるときに限り、会長は文書をもって意見を求め、理事会に代えることができる。

4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(部会・委員会)

第14条 本会には、必要に応じて部会ならびに委員会を設けることができる。

第4章 青年部会

(青年部会)

第15条 青年法人経営者等育成のため、本会に青年部会を設置する。

2 青年部会は、別に定める「運営内規」に基づき運営されるものとする。

3 青年部会の代表者は、本会理事会並びに総会においてその活動状況等について報告するものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 本会の業務を執行するための事務局を置き、その事務については、岐阜県社会福祉協議会に委託する。

第6章 会計

(会 計)

第17条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第7章 会則の変更

(会則の変更)

第19条 この会則を変更しようとするときは、総会において出席者の3分の2以上の議決を必要とする。

附 則

この会則は、平成5年7月19日から施行する。

この会則は、平成13年5月8日から一部改正施行する。

この会則は、平成15年5月13日から一部改正施行する。

この会則は、平成17年6月14日から一部改正施行する。

この会則は、平成24年3月21日から一部改正施行する。

この会則は、平成25年6月23日から一部改正施行する。

この会則は、平成28年3月15日一部改正、平成28年4月1日より施行する。

この会則は、令和元年5月21日から一部改正施行する。